

旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

いつも弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。弊社ではお客さまとの旅行の契約または渡航手続きのあっ旋、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。なお、こちらの旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。

更なるお客さまへのサービス向上に努力して参りますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

〔国内旅行〕手配旅行に係る取扱料金

内容	料金
①手配料金	
宿泊機関と運送機関・観光券・航空券の複 合手配の場合	旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関・運送機関・観光券1件1手配 につき500円、航空券予約・発券1名様1 区間につき1,100円の合算額を下限としま す。
宿泊機関等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限 550円)
運送機関・観光券等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限 1,100円)
航空券を単一手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内 (下限1,100円)
②変更手数料・③取消手数料	当該変更・取消しされた宿泊機関・運送機 関・観光券・航空券等に係る旅行費用の 20%以内。宿泊機関・運送機関・観光券等 1件1手配につき550円、航空券1人1区 間につき550円の合算額を下限とします。
④相談料金	
(1)お客さまの旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと2,200円
(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき、2,200円
(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき、2,200円
(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情 報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円
(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)~(4)までの5,500円増し
⑤空港等でのあっ旋サービス料金	あっ旋員1名につき11,000円

⑥添乗サービス料金	添乗員 1 人 1 日につき 33,000 円
⑦連絡通信料金	
お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1 件につき 550 円

(注1) 上記料金には消費税が含まれています。

(注2) 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(注3) 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

(注4) 上記料金は、旅行を中止される場合でも払い戻ししません。

①手配料金について

- ・「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
- ・同一施設に連泊の場合は 1 件 1 手配として扱います。
- ・「運送機関等を手配する」とは JR・私鉄・バス・タクシー・フェリー等の手配をすることをいいます。
- ・同一運送機関の同時手配は、片道／往復・区間・人数等に関わらず、1 件 1 手配として扱います。
- ・「観光券を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。

②変更手続料金、③取消手続料金について

- ・手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は変更の都度申し受けます。
- ・上記①手配料金は、別途収受いたします。
- ・宿泊・運送機関に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

⑤空港等でのあっ旋サービス料金について

- ・夜 10 時から翌午前 5 時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,500 円増しになります。
- ・交通実費は別途申し受けます。

⑥添乗サービス料金について

- ・添乗員の交通費、宿泊費、その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。

2021 年 3 月 25 日 制定

岐阜県知事登録旅行業 地域-358号

ゆめたま（夢球）旅行企画

岐阜県高山市山田町 592-1-2-202

電話番号：0577-54-1133

旅行業務取扱管理者 山本雅満